

# 学校における感染症対策ガイドライン（令和4年9月1日更新）

土浦市教育委員会

## 1 感染対策について

- ・原則として、3密(換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声などの密接)が同時に重なることを可能な限り避けるよう配慮します。
- ・多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)の消毒は、1日1回以上消毒液を使用していきます。
- ・屋外から教室等に入るときやトイレの後、給食の前後などに、石けんと流水により十分に手を洗うよう指導します。(タオルやハンカチ等を必ず携帯するよう指導します。)
- ・室内では、原則としてマスクを着用し、咳エチケットを守るよう徹底します。室外等マスクを外して活動するときは、できるだけ距離を空け、近距離での会話は控えるように指導します。
- ・教職員自身も毎朝自宅で検温して、健康観察を行います。原則として、咳エチケットを徹底し、児童生徒への指示に準拠したマスクの着脱をします。
- ・夏季は、熱中症防止対策を優先し、暑さ指数(WBGT)の実測値に応じた対応方針をとるようにします。
- ・陽性者(家庭内感染を除く)判明時は、学校長及び市教委が協議し、学校医の助言を受け、以下の場合に閉鎖措置とします。「閉鎖・休校」期間は、集団内陽性者1人目が発症した翌日から概ね5日間とします。
  - (1) 1学級内で陽性者最終登校日から3日以内に複数確認された場合は、「学級閉鎖」とします。
  - (2) 学年内で半数以上の学級が「学級閉鎖」措置となる場合は、「学年閉鎖」とします。
  - (3) 校内で半数以上の学年が「学年閉鎖」措置となる場合は、「臨時休校」とします。

## 2 健康管理について

- ・児童生徒及び教職員等は、毎朝、必ず体温を測り、風邪症状の確認を各家庭で行ってから学校に体温の報告をすることを求めます。(チェックカード、健康観察アプリ等)
- ・次の場合は、欠席ではなく「出席停止」扱いとし、自宅待機を求めます。
  - (1) 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合、感染者と濃厚接触があった日の翌日から保健所が指定した日まで
  - (2) 同居者家族等に陽性者が出現した場合、児童生徒が感染していなければ、同居者家族等陽性者の発症日翌日から5日目(または、2日目・3日目に検査が陰性であれば3日目陰性判明時)まで
  - (3) 児童生徒に発熱や風邪症状などが見られる場合、その症状がなくなるまで
  - (4) 同居の家族がPCR検査等を受ける場合(保護者職場等の集団検査、行動制限に伴う検査等を除く)は、検査結果で陰性が判明するまで
    - \* 教職員の勤務態様の制限についても児童生徒と同様とし、「特別休暇」扱いとします。
    - \* 同居の家族が発熱や風邪症状を表していても、児童生徒が登校、教職員が出勤することは差し支えありません。(ただし、県や市の感染状況が蔓延状況にある場合\*を除く)
    - \* 原則として、県や市の感染状況が蔓延状況にある場合とは、以下の状況にある場合とします。
      - ① 茨城県の茨城版コロナ Next 判断指標における Stage3 以上の場合
      - ② 土浦市が感染拡大状況を踏まえ、特別な行動制限を設けた場合
- ・保護者が感染を心配して休ませたいと申し出た場合、感染拡大状況等に応じて「出席停止」扱いとするなど柔軟に対応します。
- ・学校で発熱や体調不良を訴えた場合、感染拡大防止策として、保護者に至急のお迎えを要請することがあります。症状がなくなるまでは、自宅で休養とし「早退」または「出席停止」扱いとします。
- ・夏季は、熱中症予防対策を優先するため、室内であっても必要に応じてマスクを外すよう指導します。
- ・冬季は、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導します。学校内での保温、防寒目的の衣服の着用については柔軟に対応します。

### 3 登下校について

---

- ・登下校時は、熱中症対策を優先し、マスクを外しての登下校を可とします。
- ・スクールバスにおいては、定期的な換気や消毒を実施し、3密が同時に重ならないように配慮します。
- ・公共バスの中では、会話を控えることやマスクを着用することを徹底します。

### 4 学習について

---

- ・授業中は可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて換気を行います。常時換気が難しい場合、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、数分間程度、2方向の窓を全開にします。
- ・一定の距離を保ち、感染症対策を講じながら、対話的な学習(ペア・グループ等)を実施します。
- ・感染リスクの高い学習活動(室内での合唱や楽器演奏、近距離で活動する調理実習、児童生徒が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動など)は、県や市の蔓延状況(\*2(3)①・②を参照)を踏まえて活動を制限する場合があります。
- ・体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、室内で十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には着用します。

### 5 生活について

---

- ・心理的なストレスを抱えている児童生徒については、学級担任や養護教諭等がきめ細やかな健康観察や教育相談等を実施し、状況に応じてスクールカウンセラー等による支援を実施します。
- ・感染症に関する偏見や差別につながる行為は断じて許されるものではありません。差別や偏見、いじめ等が生じないように十分配慮して指導していきます。
- ・夏季は、熱中症が命に関わる重大な問題であることやその危険性について、適切に指導するとともに、熱中症になるリスクが高い環境でマスクを着用する児童生徒には外すよう求めることがあります。

### 6 給食・清掃について \*「7 清掃について」の内容を包括し、統合

---

- ・給食・清掃時は、準備・片付けも含め、十分な換気を行い、マスク着用、必ず石けんを使用した手洗い、アルコールによる手指消毒を行うよう指導します。
- ・今後もしばらくは、給食会食中は、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を行います。

### 7 中学校の部活動について

---

- ・可能な限り感染症対策を行った上で実施しますが、市中及び校内の感染状況により、活動を制限する場合があります。
- ・運動部活動においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、室内において十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には着用します。
- ・同一部活内で複数の陽性者(家庭内感染を除く)判明時は、学校長及び市教委が協議し、学校医の助言を受け、部活動停止(閉鎖措置)とし、期間は部員陽性者1人目の発症翌日から概ね5日間とします。

### 8 その他

---

- ・登校していない児童生徒に対しては、電話連絡や家庭訪問等で連絡をとり、学習の保障や不安・悩みの解消について教育相談を行います。
- ・小学校では、児童や教職員の感染が複数確認され、校内での感染拡大が懸念される場合、学校の全部または一部において集団検査を行うことがあります。